

防衛省訓令第 86 号

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和 36 年総理府令第 62 号）を実施するため、被害者等給付金支給細則を次のように定める。

平成 19 年 8 月 25 日

防衛大臣 小池 百合子

被害者等給付金支給細則

改正 令和元年 5 月 31 日 防衛省訓令第 5 号

改正 令和 2 年 12 月 28 日 防衛省訓令第 67 号

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和 36 年法律第 215 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する給付金並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和 42 年法律第 2 号。以下「一部改正法律」という。）附則第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規

定する支給金（以下「給付金」という。）の支給手続等の細則について定めるものとする。

（権限の委任）

第2条 法第25条（一部改正法律附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第4条（一部改正法律附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）に規定する防衛大臣の権限は、給付金（打切給付金を除く。以下この条、第5条及び第9条において同じ。）の支給を受ける権利の認定（以下「権利の認定」という。）が特に困難なものを除き、給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金請求者」という。）の住所地を管轄する地方防衛局長に委任するものとする。

（給付金請求者に対する指導）

第3条 地方防衛局長は、給付金請求者に給付金の請求についての手引きを交付し、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第1条第1項の規定

による給付金の請求に関し指導するものとする。

(給付金請求書の審査等)

第4条 地方防衛局長は、給付金請求者から省令第1条第1項に規定する被害者等給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）の提出を受けたときは、給付金請求書及びその添付書類が省令第1条に規定するものであるかどうかを審査し、これに欠陥があるときは、相当な期間を定めて、その欠陥を補正させるものとする。

2 地方防衛局長は、省令第2条の規定により見舞金又は法第6条に規定する給付金が支給されているため給付金請求書に添付すべき書類の添付を省略させたときは、別記第1号様式による見舞金等支給確認調書を作成し、これを給付金請求書に添付するものとする。

(権利の認定に関する調査)

第5条 地方防衛局長は、前条の規定により給付金請求書等の審査をし、又は見舞金等支給確認調書を作成したときは、関係の警察署、市町村、医療機関等の協力

を得て給付金請求者が給付金の支給を受ける権利を有する者であるかどうかについて調査しなければならない。

2 地方防衛局長は、権利の認定のため必要があるときは、他の地方防衛局長に対し、調査を依頼することができる。

3 前項の規定による依頼を受けた地方防衛局長は、必要な調査を行い、その結果を速やかにその依頼した地方防衛局長に通知しなければならない。

4 地方防衛局長は、給付金請求者以外に給付金の支給を受ける権利を有する同順位の者があり、かつ、その者の住所地が他の地方防衛局の管轄区域にあるときは、当該地の地方防衛局長に連絡し、いずれの地方防衛局長が権利の認定に関する事務を行うかについて、協議の上、決定するものとする。

(被害者等給付金支給調書)

第6条 地方防衛局長は、前条第1項の規定による権利の認定に関する調査をしたときは、別記第2号様式に

よる被害者等給付金支給調書（以下「給付金支給調書」という。）を作成するものとする。

（権利の認定等）

第7条 地方防衛局長は、第2条の規定により権利の認定を委任されたものについて、給付金支給調書を作成したときは、省令第4条に規定する手続をとるものとする。

2 地方防衛局長は、防衛大臣が権利の認定を行うものについて、給付金支給調書を作成したときは、意見書を添えて、給付金請求書及びその添付書類、給付金支給調書その他関係書類を防衛大臣に送付するものとする。

（被害者等給付金認定書の交付）

第8条 省令第4条の規定による被害者等給付金認定書又は被害者等給付金却下書の交付は、別記第3号様式による被害者等給付金認定通知書又は別記第4号様式による被害者等給付金却下通知書の送付により行うものとする。

(給付金の支給及び報告)

第9条 地方防衛局長は、被害者等給付金認定通知書を給付金請求者に送付したときは、当該給付金を支給するため必要な措置をとるものとする。

2 地方防衛局長は、第2条の規定により権利の認定を委任されたものについて、給付金を給付金請求者に支給したとき、又は被害者等給付金却下通知書を給付金請求者に送付したときは、給付金請求書、給付金支給調書及び被害者等給付金認定書又は被害者等給付金却下書の各写しを防衛大臣に送付し、この旨を報告するものとする。

3 地方防衛局長は、防衛大臣が権利の認定を行ったものについて給付金を給付金請求者に支給したときは、この旨を防衛大臣に報告するものとする。

(打切給付金)

第10条 地方防衛局長は、給付金請求者が法第14条第1項に掲げる場合に該当するときは、療養の経過、負傷又は疾病の状態、治るまでの期間等に関する医師

の意見書を徴するものとし、打切給付金を支給すべきものと認めるときは、意見書及び関係書類を添えて、防衛大臣の指示を求めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日省訓第5号）

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

見舞金等支給確認調書

1 占領軍等による事故概要

ア 被害者氏名： 男生年月日明.大.昭.平.令. 年 月 日 職業
 女死亡年月日令和 年 月 日

イ 被害者の住所(被害時)：

ウ 被害日時： 令和 年 月 日 前後 時 分

エ 被害場所：

オ 被害の内容：
 療養 療養障害 療養死亡 即死
 療養期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(日間)
 入院期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(日間)
 障害区分： A.B.C.D. (等級)

2 見舞金等支給概要

ア 見舞金等支給明細

支給年月日	見舞金			給付金
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
都道府県 No. 及び認定番号				都道府県 No. 認定番号 号
受領者住所氏名				
見舞金の額	療養見舞金			
	障害見舞金			
	死亡見舞金			
給付金の額	療養給付金			
	休業給付金			
	障害給付金			
	遺族給付金			
	葬祭給付金			
打切給付金				
他から受けた給付の名称及び額				

イ 見舞金の申請又は給付金の請求に当たり提出されている主な書類
 支給(追加)申請書、被害者給付金請求書、事故報告書、警察証明書、請求書、
 診断書(療養、障害、死亡)療養費内訳書、休業証明書、その他()
 上記記載事項は、次の証拠書類に基づき記載したもので、その内容と相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

官 職
氏 名

別記第2号様式（第6条関係）

被害者等給付金支給調書

改正前給付金支給時の都道府県No. () 認定番号 号 都道府県No. ()

請求者	氏名： 住所： 本籍地： 被害者との続柄	被害者 (被害時)	氏名： 生年月日： 職業： 住所： 本籍地：			
代理人	氏名： 住所：	加害者	所属部隊名： 官職階級氏名等：			
被害概要	被害日時：令和 年 月 日 時 分（段階）被害場所： 被害の種類：療養（療養期間 ） 障害（障害等級 ） 死亡 被害の状況：					
過失の有無	有重 無軽	要旨：				
見舞金及び 給付金の支 給並びに他 の法令によ る給付の額	見舞金支給額	改正前の給付金支給額	他の法令による給付の額	見舞金等の合計額		
	療養	療養				
	障害	休業				
	死亡	障害				
		遺族				
		葬祭				
		打切				
支給の要否	要旨： 要否 根拠資料：					
支給する給付金の額 ¥ 内訳（添付書類の算出表参照）						
給付金の種類		給付金又は 支給金の額 A	見舞金等の 合計額 B	改正前の 給付金の額 C	改正前の給付金の 額を超える金額 D (B-C)	支給額 (A-B) (A-D)
給 付 金	療養給付金					
	休業給付金					
	障害給付金					
	遺族給付金					
	葬祭給付金					
	打切給付金					
	特別障害給付金					
支 給 金	特別遺族給付金					
	特別打切給付金					
	療養支給金					
	休業支給金					
	障害支給金					
	特別障害支給金					
	特別打切支給金					
障害者の妻の支給金						
死亡者の妻の支給金						
打切療養者の妻の支給金						
死亡障害者の妻の支給金						
死亡打切療養者の妻の給付金						
計						
令和 年 月 日作成			担当者官職 氏名			
請求書受理 年 月 日	令和 年 月 日	認定 年 月 日	令和 年 月 日	支給 年 月 日	令和 年 月 日	

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長

被害者等給付金認定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった給付金の支給については、
添付書類の被害者等給付金認定書のとおり認定しましたので通知します。

つきましては、直ちに支払の手続を執りますので、添付書類の請求書
に記名の上、これを提出して下さい。

なお、支払時期については、請求書が到着次第連絡します。

添付書類：1 被害者等給付金認定書

2 請求書

別記第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長

被害者等給付金却下通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった給付金の支給については、
添付書類の被害者等給付金却下書のとおり認定しましたので通知します。

添付書類：被害者等給付金却下書